

平成29年度第13回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成30年3月27日(火) 午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席農業委員(17名)

1番 南 忠明	2番 出口 幸博	3番 山崎 早苗	5番 荒木 富男
6番 今里 誠一	8番 山本 実雄	9番 古里 善秀	10番 山下 富雄
11番 谷川 基晴	12番 奈留 敏弘	13番 角田 隆章	14番 上村 孝幸
15番 岩田 弘孝	16番 尾崎 初雄	17番 林 賢市	18番 寺坂 誠一
19番 山田 勝久			

4. 欠席委員(2名) 4番 平田 光昭 7番 中村 耕二

5. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

6. 日 程

議案第68号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第69号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第70号	五島農業振興地域整備計画変更(農用地区域の編入・除外)に係る意見について
議案第71号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第72号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第73号	平成30年度農業委員会年間活動計画について
議案第74号	平成30年度標準農作業受委託料金の改定(案)について
議案第75号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について
土地改良法第3条に基づく資格者の証明について
農地転用許可不要案件届出書について
下限面積（別段面積）の見直しについて
農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答について
農地利用状況調査の結果について
その他

□事務局長

それでは総会の方に入らせていただきます。平成29年度第13回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、4番平田光昭委員、7番中村耕二委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は19名中17名で、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定いたします出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成29年度第13回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第68号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に、農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長

それでは、議案第68号の1番を議題といたします。なお、1番と2番については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

3 ページをご覧ください。議案第 68 号の 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 3 筆、4 筆合計 5,971 m²。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、父より譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、息子に譲り渡して農業経営を支援する。

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3 月 16 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は新規就農のため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 68 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は許可されました。

次に、議案第 68 号の 2 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 8 筆、田 3 筆、12 筆合計 11,711 m²。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼介護職。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、父より譲り受けて農業経営を行う。譲渡理由、高齢により耕作が困難になったので娘に譲り渡す。

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3 月 19 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は新規就農のため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 68 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第68号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆2,409㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、自営業兼農業。譲渡人、時津町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて経営規模の拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第68号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第68号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番、土地の所在地、〇〇町、樹園地、外樹園地3筆、4筆合計6,452㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、熊本市、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて経営規模の拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月19日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第68号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。

次に、議案第69号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番から6番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、8ページをご覧ください。議案第69号の1番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑330㎡、第1種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

申請地は、〇〇から南へ約500mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、切土を最高0.5m、最低0.1の造成工事を施工し、隣接地間は、強固な土留工事を行うことにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣農地とは、十分な距離を取りまた、建物の高さを8m程度とすることで、日照・通風・営農等影響はないと思われれます。また、雨水排水は溜枘処理とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、9ページをご覧ください。議案第69号の2番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑36㎡、第2種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。

申請地は、〇〇から南東へ約200mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、盛土を最高0.5m、最低0.1mの造成工事を施工し、コンクリート擁壁を構築することで土砂等の流失の恐れは無いと思われれます。また、住宅に行くまでの通路として使用しますので、日照・通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、10ページをご覧ください。議案第69号の3番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑393㎡、第2種農地。借人、〇〇町、〇〇〇〇。貸人、〇〇町、〇〇〇〇

〇〇。転用目的、住宅用地。

申請地は、〇〇から南東へ約200mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計

画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、南側隣地は、既にコンクリート擁壁があり、東側は石積擁壁がありますので、土砂等の流失の恐れは無いと思われます。また、隣接農地とは十分な距離を確保することにより、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 69 号の 4 番をご説明いたします。

所在、〇〇、田 527 ㎡、〇〇町、田 150 ㎡、合計 677 ㎡、第 3 種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、貸家・駐車場用地。

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から南西へ約 150m に位置し、都市計画区域内の準住居地域内で第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、駐車場敷地全体は、既に地固めしており、土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、貸家建物は平屋建で、これまで隣接地に日照、通風等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は自然放流とし、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 69 号の 5 番をご説明いたします。

所在、〇〇、畑 188 ㎡、〇〇、畑 717 ㎡、〇〇、畑 90 ㎡、合計 995 ㎡、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、貸家用地。

申請地は、〇〇から西へ約 150m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、盛土を最高 1.2m の造成工事を施工し、隣接境界部は、コンクリート壁や石積壁がありますが、補修工事を施工し強固な状態にすることにより、土砂等の流失の恐れは無いと思われます。また、隣地に耕作している農地がないため日照、通風等に影響はありません。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 69 号の 6 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 655 ㎡、第 2 種農地。借人、〇〇町、〇〇〇〇。貸人、長崎市、〇〇〇〇。転用目的、保育園建設用地。

申請地は、〇〇から北東へ約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にありま

す。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地の境界部は、コンクリート擁壁を敷設することにより、土砂等の流失の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減し、隣接する農地から十分な距離を確保することにより、営農及び日照、通風等に影響はありません。申請地と隣接する〇〇（宅地）776.14㎡及び〇〇（雑種地）832㎡を事業併用地として保育園建屋1棟を建築する計画となっております。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝へ排出する計画となっております。本案は、概ね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第69号の1番から6番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第69号の1番と4番から5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第69号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の1番と4番及び5番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。始に、議案第69号の1番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第69号の4番、所在、〇〇。転用者、〇〇〇〇。転用目的、貸家・駐車場用地。最後に、議案第69号の5番、所在、〇〇。転用者、〇〇〇〇。転用目的、貸家用地。1番の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。4番の申請地は、都市計画区域内の準住居地域内にある第3種農地である。5番の申請地は、概ね10ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・貸家・駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条・第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第69号の2番と3番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 69 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 2 番及び 3 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。始に、議案第 69 号の 2 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。最後に、議案第 69 号の 3 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。2 番及び 3 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 69 号の 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 69 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 6 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第 69 号の 6 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、保育園建設用地。6 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、保育園建設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 69 号の 1 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることに異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号の 1 番外 5 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 70 号五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

15 ページをご覧ください。議案第 70 号 1 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 4 筆、5 筆合計 7,744 ㎡。編入の目的、農地。次に 16 ページをお開き下さい。議案第 70 号 2 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 1 筆、2 筆合計 2,468 ㎡。編入の目的、農地。以上 2 件について、編入の理由は、申出地は耕作地及び休耕地であるが、麦や野菜を作付し、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら周辺の農地と一体的な保全管理に努める。となっております。次に 17 ページをご覧ください。

議案第 70 号 3 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、面積 1,415 ㎡のうち 473 ㎡。除外の目的、住宅用地。施設の概要、居宅 1 棟、木造瓦葺平屋建て。除外の理由、申出人は、葉タバコを生産する農家で、現在借家に居住している。申出地へ住宅を建設したいため。となっております。なお、申請地は〇〇から東へ約 300m 付近に位置しております。農地区分は農地の広がり 10 ヘクタール未満の第 2 種農地ではある。被害防除計画について、切土・盛土は行わず現状のまま利用し、土砂等の流出はない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については、建物自体も平屋建てとすることから、隣接農地へ著しい影響を及ぼす恐れはない。さらに排水計画について、雨水については自然流下及び道路側溝へ排出し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ排出する計画となっております。次に 18 ページをお開き下さい。

議案第 70 号 4 番、申出人、譲渡人、名古屋市、〇〇〇〇。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 面積 4,777 ㎡のうち 1,435 ㎡。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚。次に 19 ページをご覧ください。

議案第 70 号 5 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、東京都、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、面積 2,429 ㎡のうち 1,399 ㎡。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚。次に 20 ページをお開き下さい。

議案第 70 号 6 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、長崎市、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 1,474 ㎡。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚。次に 21 ページをご覧ください。

議案第 70 号 7 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、面積 2,382 ㎡のうち 1,276 ㎡。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚。次に 22 ページをお開き下さい。

議案第 70 号 8 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、面積 3,110 ㎡のうち 1,552 ㎡。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚。次に 23 ページをご覧ください。

議案第 70 号 9 番、申出人、譲渡人、〇〇町濱窄、〇〇〇〇。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。

土地の所在地、〇〇町、畑、面積 6,221 m²のうち 1,226 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚。以上 6 件の除外の理由について、譲渡人は市外に居住又は営農しておらず、今後も農地として利用していく計画がない。また譲受人は五島市で太陽光・風力等自然エネルギーによる発電事業及び施設の管理業務を行っている。今回申出地の所有権を移転し、太陽光発電設備用地として利用する計画となっております。なお、申請地の 4 番から 7 番については〇〇から北へ約 1.5 キロ付近に位置しております。また 8 番と 9 番の申請地については、〇〇から西へ約 300m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。

○議長

次に、議案第 70 号の 1 番から 9 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 70 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

ただいま議題となりました、議案第 70 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 1 番と 2 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 70 号の 1 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。次に議案第 70 号の 2 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。以上 2 件について、農用地区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 70 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 70 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 3 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告

いたします。

議案第 70 号の 3 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、住宅用地。本案については、農地法第 4 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 70 号の 4 番から 9 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 70 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 4 番から 9 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 70 号の 4 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。次に、議案第 70 号の 5 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。次に、議案第 70 号の 6 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。次に、議案第 70 号の 7 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。次に、議案第 70 号の 8 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。最後に、議案第 70 号の 9 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。

以上 6 件については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

4 番から 9 番までですね。4 番と 5 番、7、8、9 番、一部ですもんね。何故なんですか。

〇〇〇委員

50k までしかできないんですよ。50k 超えたら大型になって、売電価格が安くなるものですから、50k 未満でやっているんです。

〇〇〇委員

農振からの除外ですね。一つの面積の中で半分だけ除外すると、これでいいんですか。

〇〇の分は住宅ですから納得しますけど、こういう太陽光、あからさまに分筆で行くんですよね。分筆でも除外できるんですか。

〇〇〇委員

住宅と一緒に。

〇〇〇委員

わかりました。

〇議長

他にございませんか。

質疑を終わります、採決は一括して行います。議案第70号の1番と2番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。議案第70号の3番から9番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。

地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号の1番外1件、編入のための計画変更については適当である。議案第70号の3番外6件、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。

次に、議案第71号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

24・25ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。26ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田34筆、畑22筆の計56筆で、面積が92,606㎡。所有権移転につきましては、田1筆、畑4筆で面積が15,046㎡となっております。

(議案第71号利用権設定の1番から11番、所有権移転の12番から14番4を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①

の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 71 号、利用権設定の 1 番から 11 番、所有権移転の 12 番から 14 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号、利用権設定の 1 番外 20 件、所有権移転の 12 番外 2 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 71 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは、議案についてご説明いたします。

（議案第 72 号農地利用配分計画の 1 番と 2 番を朗読）

以上、1 番、2 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 72 号農用地利用配分計画に対する意見について、1 番と 2 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 1 件については、適当であるとの意見に決しました。ここで休憩いたします

—15 時 10 分～15 時 20 分まで休憩—

○議長

再開します。次に、議案第 73 号平成 30 年度農業委員会年間活動計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局長

それでは、議案第 73 号平成 30 年度農業委員会年間活動計画についてご説明いたします。
(平成 30 年度農業委員会年間活動計画を説明)

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 73 号平成 30 年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号平成 30 年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号平成 30 年度標準農作業受委託料金の改定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日お配りの議案書をご覧ください。

(標準農作業受委託料金の改定について説明)

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 74 号平成 30 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号平成 30 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

35 から 38 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田 27 筆、畑 45 筆、樹園地 3 筆で、合計面積は 69,743.46 m²となって

おります。4月からの累計は、田 90 筆、畑 297 筆、樹園地 6 筆で合計面積は 368,325.46 m²となっております。なお、本日平成 29 年度の地区協議会別・地目別の集計表をお配りしておりますので、後ほどお目を通し下さい。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑御応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 土地改良法第 3 条に基づく資格者の証明について
4. 農地転用許可不要案件届出書について
5. 下限面積（別段面積）の見直しについて
6. 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答について
7. 農地利用状況調査の結果について
8. その他

○議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 13 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。